

日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所
162-0805 東京都新宿区矢来町 65
電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175
発行者 総主事 司祭 相澤 牧人

「私には、守ることが沢山あります」

神戸教区主教 アンデレ 中村 豊

東日本大震災2日目、テレビのスイッチを入れました。大震災現場に入ったレポーターの画面が映し出されました。そのレポーターに中年女性が近づいてきて、携帯電話を示しながら、「夫の携帯とつながっています。夫は生きていますよねー」と何度も同意を求めているのです。その後、役場に入っていました。しばらくして、一枚の紙切れを手に持ち、「今、役場の人が遺体安置所の地図を私にくれました。でも、どうして、こんなものを私にくれたのですか。夫の携帯がつながっているのは、夫がまだ、生きているしるしなのでしょう。そうですよねー」と「そうです。それに間違い在りません」という返答をレポーターに期待しているのです。女性は半ベそをかきながら、遺体安置場のほうに去って行きました。

ああ無情

カメラの画面に、お爺さんが、幼い孫と一緒に歩いている姿が入りました。「孫の母親が行方不明なので探しているのです。確か、車を運転していたと思います」。カメラが二人の後を追っていきますと、一人の女性が向こうから足早にやってきて、お爺さんに、「同じナンバーの車が見付かった。」とってその方角に走っています。そこは、大きな倉庫のなかで、他の車に覆い被さるように乗っている車のなかを女性は覗き込んでいます。運転席を見ますと、そこに、人がいたのです。119番通報をし、しばらくして救急隊員がやってきました。隊員は、運転席の窓をハンマーで打ち破り、女性の生死を確認しましたが、すでに事切れていました。車を発見した女性は、亡くなった人の姉でした。アナウンサーが「大丈夫ですか。」と訊きますと、無垢で幼い甥を抱きしめながら、「ほかに守らなくてはならないものが一杯ありますから、私は大丈夫です。」と泣きながら言うのでした。

3月11日の午後2時45分まで、東日本に住む人たちは、それぞれの場で昨日と同じように、生活を営んでおりました。しかし、次の瞬間、大地が揺れ、10数分後、巨大な津波が海岸

□会議・プログラム等予定

(前回報告以降追加
および4月25日以降)

- 4月
- 1日(金) 東日本大震災各教区対策本部担当者の会
 - 12日(木) 東日本大震災各教区対策本部担当者の会
 - 25日(月) 正義と平和委員会(大阪教区事務所)
 - 27日(水) 主事会議
- 5月
- 10日(火) ウィリアムズ主教記念基金運営委員会(立教大学)
 - 11日(水) 収益事業委員会(渋谷)
 - 12日(木) 教役者給与検討デスク 延期
 - 13日(金) 法憲法規委員会
 - 17日(火) ~ 19日(木) 在日大韓聖公会出身教役者会(鹿児島) 中止
 - 25日(水) 広報主査会
 - 26日(木) 主事会議
- 6月
- 2日(木) 文書保管委員会
 - 13日(月) 58-6常議員会
 - 14日(火) ~ 16日(木) 主教会(仙台)
 - 17日(金) ~ 20日(月) 沖縄の旅
 - 30日(木) 教区間協働デスク
- 7月
- 6日(水) 58-7常議員会
 - 7日(木) 財政主査会
- ＜関係諸団体会議等＞
- 4月26日(火) 日本キリスト教連合会総会
 - 5月27日(金) NCC常議員会
 - 6月3日(金) NCC国際分かち合い委員会
 - 6月24日(金) NCC常議員会



- 5月20日(金) は宣教師逝去者記念及び墓地清掃のため、管区事務所の通常業務を休みます。よろしくお祈りします。

部に押し寄せて多くの人たちを飲み込み、原子力発電所が損傷し、放射能が流出しました。家族、友人、隣人、家、家財道具、仕事場など、今まで確かにそこに存在していたものが、あっという間に、跡形もなく消え去ってしまいました。極端なかたちでの、無常の世界が出現したのです。

1995年1月17日午前5時46分、当時、私が住んでいた神戸市須磨区の聖ヨハネ教会に猛烈な揺れが襲ってきました。教会東側の二階家は南に倒れ、1階で寝ていたご婦人が下敷きになって亡くなりました。遺体をヨハネ教会礼拝堂に安置しましたが、難を逃れた婦人の夫は目が見えない方でした。先導者として、自分の行きたい場所に導いてくれていた妻が大地震によって取り去られてしまったのです。最愛の妻を失ったこの方は、避難者でごった返していた教会ホールでただ独り、何時間も椅子にじっと座り続けておりました。悲しみに打ちひしがれている人に、私は慰めの言葉ひとつも、かけることはできませんでした。

復活の命にあずかる

イエスの十字架の苦しみと死を思わずにはお

られません。私たちの悩み、苦しみを担い、独り自分の十字架を背負いゴルゴタに向かったイエス。十字架の上で、「我が神、我が神、どうして私を見捨てられたのか」といい、息絶えたイエスは、今回の大震災で、倒壊した家の下敷きになった人たち、大津波に翻弄され、息絶えた人たちの叫びでもあります。

復活日の朝、イエスが葬られた墓は空でした。涙を流し、嘆き悲しむマリアに後ろから「マリア」という声がかけられました。「彼女は振り向いて、ヘブライ語で、『ラボニ』（ヨハネ20:16）」と言ひ、復活のイエスにすがりつこうとしました。マリアは再び、イエスと、違ったかたちで、相まみえることができたのです。

*

*

阪神・淡路大震災の後、神戸聖ヨハネ教会には、他教区から多くの聖職・信徒、ボーイスカウト、立教高校生などがかけつけ、被災者救援のために活動してくれました。被災地外の人たちの祈りと救いの手によって、多くの被災者の心は癒され、神戸の街も、復興を遂げることができました。

東日本大震災で被災された人たちに、イエスに倣い、慈愛の手を差し伸べることが今こそ、求められているのです。

すべての命と力の源である神よ

～復活日の特祷～

「ほろぶるものを あがのうために 恥と苦しみ 死をさえ受くる わがきみイエスの よみがえりにし きょうの日いわえ ハレルヤ」(聖歌159番)と賛美しながら復活日を迎えられた教会も多いことと思います。キリスト教最大の祝い日である主の復活を、共に集い、賛美することができる幸いを喜びたいと思います。

そして、今年の復活日は、さらに別の意味も持って私たちに迫ってくるのではないかと思います

管区事務所総主事 司祭 ヨハネ 相澤牧人

す。3月11日に発生し、未曾有の大災害をもたらした東日本大震災。それは今もまだ「被災中である」と言われています。本当にそうなのだと思えることができます。

そのような中で主イエス・キリストのご復活を記念するときを迎えるということの意味を、私たちはどこに見出していくのでしょうか。

イエス様の復活は、私たちに新しい命が与えられること、そしてそれを生きるということなの

ではないでしょうか。復活日の特祷は、「すべての命と力の源である神」と形容し、その神に呼びかけ、「万物を新しくしてくださった」ことを告白し、賛美します。そして、私たちが「イエス・キリストにあって生きる」ことを願うのです。この祈りの実践を求められているとも言えるのではないのでしょうか。

イエス・キリストにあって生きるとは、“キリストの心を心とする”(フィリピ2:5文語訳)ということだと思います。それは、「十字架の死に至るまで神に従順であった」という心であり、「神の身分でありながら、神と等しいものであることに固執されなかった」という心です。

最後の最後まで、つまり十字架の死に至るまで、神の御心に従順のイエス様でした。その神の御心とは何か、ということをはっきりと一言で言うのなら、人を愛するということです。別の言い方をするなら、神は人を滅ぼすことを望まれない、ということなのです。

しかし、人間は、いろいろな形で、神から離れていこうとしますし、また、離れていきました。つまり『罪』を犯してしまうのです。義である神、正しい神は、正しいが故にこのことを黙って見過ごしにしておくことは出来ませんでした。その赦しのためには贖いという行為が必要でした。そのために、神はイエス様を十字架にかけ、人間が犯した罪の贖いとされたのです。十字架の死を持って赦しを与えてくださったのです。赦しとは「罪を犯して神から離れて行き、神との交わりを断絶してしまった状態を回復すること」を意味します。その交わりの回復のためにはどうしても贖いが必要でした。ここに神の愛があるのです。これがイエス様の十字架の意味なのです。神は私たち人間を滅ぼすことを望まれてはいないのです。

イエス様の心のもうひとつの側面は、ゲッセマネの園で、「父よ、出来ることなら、この杯をわたしから過ぎ去らせてください。しかし、わたしの願い通りではなく、御心のままに。」と祈られているところにあると思います。苦しくて仕方がない。出来ればこの苦しみから逃れたい。しか

し、それは自分の願いであって、御心ならばそれをなさってください、と祈るのです。これがイエス様の神への従順の姿です。ここに、神の思いを自分が行なうのだというイエス様の心が示されているのです。

東日本大震災、キリストの心を心とする、主の復活、新しい命、これらのことを考え合わせていくとき、私は、H. S. クシュナーというユダヤ教のラビが書いた「何故私だけが苦しむのか」(岩波現代文庫)という本を思い出しました。その中の「新しい問いの発見」という章の中に「神のすることと神のしないこと」という箇所があります。そこに、「神は正義であり、公正であり、愛なのです。私にとって、地震は『神の行為』ではありません。神の行為というのは、地震が去った後で生活を立て直そうとする人びとの勇気のことであり、被災者を助けるために自分にできることをしようと立ち上がる人々のことなのです。」と記されています。

神は特定の人を選び出して処罰するということはしないのです。神は私たちと同じように憤りに震えているのです。神は人を滅ぼそうとは思っていないのです。このことは確信していきたいものです。そして、私たちの今の役割がここに示されているのではないのでしょうか。

管区では、今ある対策本部をリフォームして、支援復興本部を立ち上げることになりました。そして、当面、仙台にも現地対策本部を設置し、被災教区と連携しながらその働きを進めていこうとしています。長きにわたる働きとなるでしょうが、その都度の必要を見出していくことになりました。また皆様にもさらに支援と協力をお願いすることになるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

「事実、キリストは眠っている者の初穂として、死人の中からよみがえられたのである、ハレルヤ」と主イエスの復活の喜びの中に在りつつ、「すべての命と力の源である神」に祈りをささげ、復興、再生への歩みを続けていきたいものです。

□常議員会

第58(定期)総会後第5回、2011年4月14日(木)

[主な決議事項]

1. 2010年度管区一般会計決算承認の件(責任役員会決議)

財政主事より2010年管区会計決算案について説明を受けて、承認した。

2. 剰余金2,529,122円の処置として、2,500,000円を自立基金積立金勘定に繰入れ、29,122円を次年度に繰入れることとした。
2. 建築金融資金委員会からの「見解書」の件
建築金融資金委員会宛神戸教区からの要請に関する同委員会の見解書について、了解した。すなわち、神戸教区に対して、同教区と密接な関係にある聖ミカエル国際学校の耐震補強工事のために建築金融資金を融資することを了解する。
3. ナザレ修女会の今後の件
「修道生活を支える会」(仮称)設置の報告を受けて、了解した。
4. 東日本大震災支援復興本部(仮称)設置の件

- (1) 現在管区にある対策本部をリフォームして、「東日本大震災日本聖公会支援復興本部」を設ける。

- ・被災教区と連携しながら復興にあたる。
- ・支援復興本部のもとに、現地での復興支援室を作る。
- ・支援室は、当面仙台に専用部屋を確保し、現地事務所本部を設ける。
- ・経費は募金から使用する。

- (2) 復興支援室

- ・責任者を中村淳司祭(宣教主事)とする。
- ・3～4名のスタッフで組織し、早急に現地が必要とするものを調査する。
- ・日本聖公会として何をやるのか、何ができるかを調査する。
- ・必要に応じてボランティアを募集する。
- ・経費は募金を用いる。

- (3) 被災信徒(死亡、家屋損壊)へのお見舞金を募金より支出することを了承する。

- (4) 募金使用の決済は、支援復興本部にゆだねる。

次回以降の常議員会

6月13日(月)、7月6日(水)

□主事会議

緊急主事会議(58-09後)

1. 管区に対策本部を立ち上げ、緊急募金を行うこととする。
2. 緊急災害援助資金から100万円を被災教区に支出する。
3. 「東日本大震災日本聖公会対策本部」を設置する。

事務所: 管区事務所 本部長: 総主事 司祭 相沢牧人

任務: ①東北教区との連絡を密にして、全面的に被災教区をサポートする。②情報の収集。③国内および海外諸教会への連絡。④募金活動。

次回以降の会議

4月27日(水)、5月26日(木)

□各教区

東京

- ・第115回(定期)教区会(3/21)選出常置委員: 司祭 笹森田鶴(長)、司祭 下条裕章、司祭 佐々木道人(補欠: 司祭前田良彦)
- 松田正人、黒澤圭子(書記)、松平謙次(補欠: 三好忠彦)

大阪

- ・聖職按手式 2011年5月8日(日)15時
大阪教区主教座聖堂(川口基督教会) 説教: 司祭 岩城 聰 司祭按手 志願者: 執

東日本大震災の被害状況、支援活動等について、日本聖公会東北教区 <http://www.k4.dion.ne.jp/~nskk.toh/> また管区事務所ホームページ <http://www.nskk.org/province/> にて情報を随時掲載しています。その他各教区のHPもご参照ください。各教区へは <http://www.nskk.org/diocese.htm> から。

事 パウロ井上進次

九州

- ・ 聖職按手式 2011年4月16日(土)11時
九州教区主教座聖堂(福岡聖パウロ教会)
説教:司祭 堀尾憲孝 司祭按手 志願者:
執事 ダビデ中島省三

沖縄

- ・ 第53回(臨時)教区会 2011年5月28日
(土)10時半 沖縄教区主教座聖堂 三原
聖ペテロ聖パウロ教会 教区主教選出の件

□神学校

聖公会神学院

- ・ 入学式 2011年4月5日(火) 新入生:ス
ザンナ阿部ゆり(東京)、ラファエロ・アルカン
ジェロ大澤佑介(沖縄)、ヨセフ太田信三(東
京)

ウイリアムス神学館

- ・ 入学式 2011年4月13日(水) 新入生:
パウロ渡部 拓(東北)、サムエル北澤洋(横
浜)、モーセ石垣 進(京都)、ヤコブ義平雅
夫(大阪)、セバスチャン浪花朋久(神戸)

□訂正とお詫び

『管区事務所だより』第256号に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

p.3 上から11～12行目

(正) 司祭按手 志願者:執事 フィデス金 善姫
(誤) 執事按手 志願者:聖職候補生 フィデス
金 善姫

p.4 上から4行目

(正) 聖職候補生アタナシウス佐々木康一郎
(誤) 聖職候補生アタナシウス佐藤康一郎



† 逝去者 靈魂のパラダイスにおける光明と平安
を祈ります。

司祭 ビンセント高澤 登(中部教区)

2011年3月27日(日) 逝去(64歳)

ヨハネ沖田紀夫(北海道教区・総会信徒代議
員) 2011年3月27日(日) 逝去(70歳)

ナタナエル磯崎 誠(東北教区・元総会信徒代
議員) 2011年3月29日(火) 逝去(82歳)

司祭 トマス入交源治(神戸教区・退職)

2011年4月22日(金) 逝去(85歳)

《人 事》

東京

セシリア関口美佐穂 2010年12月31日付 聖職候補生認可取消
ペテロ吉田尚史 2011年3月31日付 聖職候補生認可取消

横浜

ヨナ眞栄田肇 2011年3月25日付 伝道師認可
<信徒奉事者認可> 2011年3月1日付 (任期1年)
(林間聖バルナバ教会) 小平 基
(千葉復活教会) 永井直行、永田保信

中部

<信徒奉事者認可> 2011年2月7日付
(大垣聖ペテロ教会) 松居 勲
(愛知聖ルカ教会) 小野田誠次、長縄年延、日野忠市、諸岡研史、山辺 邵
(名古屋聖マルコ教会) 大矢鉦治、辻 優、徳山義章、高階陽子

京都

聖職候補生 ダニエル鈴木恵一 2011年4月2日 執事に按手される

執事 ダニエル鈴木恵一	2011年4月2日付	聖アグネス教会牧師補に任命する。
神戸		
主教 アンデレ中村 豊	2011年3月31日付	大洲聖公会管理牧師の任を解く
司祭 ヨハネ角瀬克己	2011年4月1日付	大洲聖公会管理牧師に任命する

2011年 新任「人権」研修会の報告

人権問題担当者 司祭 武藤謙一

今年の新任研修会は3月30日(水)～4月1日(金)に名古屋で行われました。この3月に聖公会神学院、ウィリアムス神学館を卒業または修了された12名のうち、東日本大震災後の活動のため東北教区からは出席できませんでしたが、11名が参加して行われました。

この新任研修会は今回で8回目となりますが、神学校を卒業し、いよいよ教会の宣教・牧会の働きを始めようとする方々に、人権についての学びをしていただくもので、それぞれの現場での働きに活かされることを願って行われるものです。これまでの新任研修会をみていますと、単なる学びの機会ではなく、二つの神学校を出られた方々の交わりの場にもなっています。

今回は中部教区が行っている様々な活動を通して学ぶプログラムとし、一日目は、開会礼拝後に、日本聖公会総会における部落差別発言(「中川差別発言」)について、総括報告書をもとに濱生司祭からその経緯や課題について話しを聞きました。その後、後藤香織司祭から性的少数者との関わりについてお話しを伺い、野村潔司祭からは教誨師として死刑囚と関わってこられた体験を伺いました。夜には日本キリスト教教団の島しず子牧師による聖書勉強会、ご自身の体験をも交えて「友だちになろう」とするイエスの姿を語られました。二日目は名古屋国際子ども学校のある愛知聖ルカセンターを訪ね、池住圭さんよりその働きの経緯や今の課題についてお話しを伺いました。午後からは松本 普さんより、名古屋での野宿者支援の働きについてお話しを聞

き、デイケアホーム「野の花」を訪ね、炊き出しの準備をしている福信館に寄り、炊き出しが行われる高架下の会場に行ってその手伝いをし、野宿者の方々と直接交わる機会を得ました。当日は肌寒かったうえ、空腹のまま中部教区センターまで戻り、近くの食堂で懇親会を兼ねた夕食をとりました。最終日は全体の振り返りをし、洪澤一郎主教司式、野村潔司祭説教の聖餐式をもって散会しました。

この紙面ではその内容を細かく報告することはできませんが、一つひとつの働きが、日本の社会にあって周辺に押しやられ、生きることが困難な人々への優しいまなざしに満ちたものであることを参加者の皆さんも感じられたことでしょう。そしてそれが聖書に記されるイエス・キリストの生き方であり、福音に基づいたものであることをも。

新しい任地の都合で二日目に帰らなければならない方もいましたが、参加した皆さんは、それぞれのプログラムに対して積極的に参加していただき、質問し、また感想を語っていました。

特に短い時間でしたが炊き出しの現場に行き直接そこにいる人々と出会うことにより、参加者の多くが、現場に出かけて行くこと、一人の人の向き合うことの大切さを実感し、今後の自らの姿勢を問い直されたように感じました。「様々な差別や人権の侵害が何によって引き起こされるのか、それは予断と偏見によるものである。」と松本氏は繰り返し語られましたが、本人と直接出会うことによって、予断や偏見という自らの

棒を打ち壊し、恐れや不安から解放されるのであって、人権の課題は、差別される側の問題ではなく、差別する側の問題であることを改めて知らされた時でもあったと思います。

神学校を卒業され、それぞれの任地での働きを始められた皆さんが、一人一人との出会いを大切に、福音の宣教に励まれるよう神様の祝福と導きをお祈りいたします。また、この研修会のためにご協力いただいた中部教区の皆さんに心から感謝し、それぞれの活動と働きのうえに神様の祝福をお祈りいたします。

研修会参加者の感想

新任研修会に出席して

北海道教区 エリサベト 工藤 マナ

今年度の新任研修会は中部教区にて「人権セミナー」として行なわれました。私は自分自身が差別を受ける側になるまでは、差別を特に意識しないで生活してきました。「意識していない」ということは「無知である事」でもあると思います。そしてそんな無意識感の中に実は差別意識が存在している事を感じるようになりました。「中川差別発言」も被差別部落の人々を差別することを当然のように考えていた中から出てきた発言だったのではないかと思います。被差別部落の人々、セクシャルマイノリティー、死刑囚、日本で出稼ぎをしているフィリピン人とその家族、ホームレスの人々にもっと関心を持ち、彼らが背負っている悩みと苦しみを知ることによって、差別は少なくなるのではないのでしょうか。全く差別しないという人は存在しないと私は思います。人は差別する側か、差別される側のどちらかに属している、そして差別されている人々の側に立つ者も差別を受ける側になる、そうなる事を私たちは恐れているのではないのでしょうか。だから差別を受けている人を良く知ることが怖いのです。彼らの苦しみに関わる事によって、関係のなかった自分にも差別が降りかかってくるからです。このように私たちはできる限り自分と関係のない差別

を受けないように、差別されている人々に無関心でいようとするのです。「私は差別もしないし、差別もされてない」と主張する人々は、実は私もそうだったのですが、無関心、無知でいる事が「差別」であるということ意識していないのです。今回の人権セミナーでは「取税人ザアカイの話」を聖書箇所として学びました。イエスは差別されていたザアカイと友達になることにより、自分自身も差別される側になったのです。私たちも自分が差別される側になる時、はじめて自分が差別する側ではないことを知るのではないのでしょうか。

ホームレスへの炊き出しをした後、ホームレスのおじさんに声をかけられました。おじさんは「あなたの名前は聞かないけれども自分は〇〇という名前です」と自己紹介をしてくださしました。彼は差別される事に慣れてるせい私の名前を聞こうとしませんでした。私は友達になりたい思いで「私は工藤と言います」と答えました。そのときはじめて同じ人間同士である事を実感できたのです。相手を知ることが、そして友となつて一緒に差別を受けることが差別を少なくする最初の一步だと感じました。

管区新任人権研修を受けて

聖職候補生 リチャード 池澤 隆輝

ウイリアムス神学館在学中にも野宿労働者が置かれている状況、在日韓国・朝鮮人の歴史や課題、ハラスメントや性(ジェンダー)にかかわることなど、さまざまな社会問題、差別問題について研修や勉強の機会を持っていました。そして今回、聖公会全体で向き合う必要のある総会での部落差別発言について学び、中部教区が実践している広く深い社会活動について話をうかがい、フィールドワークをして実際に現場の働きを目にすることができました。

私がこれまでこのような機会を持つごとに抱いてきた思いは、「知らなかった」ということです。機会がなかった、人間的なつながりがなかった等色々な理由を挙げることはできるので

すが、自分自身で関心を抱いてこなかったというほうがより実態を表していると思います。今回の研修会でたびたび指摘されたのは、知らないでいることがもつ怖さです。自分の生育の過程で、本当に何気ない日常的な場面において植えつけられていく先入観によって、人間は実態を知らないまま物事や集団への判断をしてしまいます。知らないことが恐怖を生み、恐怖が差別をさせる。この構造をしっかりと認識していなければ、差別や抑圧の問題の本質をとらえることは難しいようです。

人権という言葉ひとつをとっても、これまでの私の理解は曖昧なものでした。人権を守ろう、その大切さは分かっているつもりでいました。しかし、なぜ大切なのかを本当に理解していたかどうかは疑わしいところです。日常生活で人権を保障されている自分がそのような認識でいるということが、どれほど無頓着なことなのか、理屈ではなく実感として分かりかけてきました。『イエス様が社会で疎外されている人たちに絶えず関わりを持っておられていたのは、謙遜とか憐れみとかそんな美しいものじゃない。悲惨のなかに身を置いている彼らを、神様が真っ先に顧みら

れたのは当然だったんです。』と松本兄が言われたとき、私はハッとしました。そうか、そうなんだ。人権、差別や抑圧と戦うってそういうことなんだ、と自分のなかで複雑になっていた糸がふと、ほどけた気がしました。

これらの学びは今後の私にとり、自分の思い描いている活動のフィールドを見直して、実際に行動へ移すための招きなのだと思います。神様が私たち一人ひとりに求めておられることは何なのかを常に問いかけ、求めていきたいです。

▶人権セミナー中止のお知らせ

今年の人権セミナーは北海道教区が担当して行われる予定でしたが、3月11日に起こった東日本大震災の被災者支援のため、今年の人権セミナーは中止することにしましたのでお知らせいたします。なお、来年は北海道教区が担当して実施する予定です。ご了承ください。

人権担当主教	主教	洪澤一郎
管区人権担当者	司祭	武藤謙一
	司祭	小林宏治

東日本大震災

第2回 各教区対策本部担当者の会

—4月12日、管区事務所で開催される—

4月1日の第1回会議を受けて、第2回・東日本大震災各教区対策本部担当者の会（仮称）が4月12日（火）15時から日本聖公会管区事務所で開催された。

出席者 植松誠首座主教、(北海道) 大町信也司祭、(東北) 加藤博道主教、李贊熙^{イ・チンヒ}司祭、(北関東) 大橋邦一司祭、斎藤徹執事、(東京) 大畑喜道主教、(横浜) 武藤謙一司祭、(中部)

野村潔司祭、(京都) 藤原健久司祭、(大阪) 原田光雄司祭、(神戸) 芳我秀一司祭、(九州) 五十嵐正司主教、(沖縄) 岩佐直人執事、(日聖婦) 村井恵子会長、(大韓聖公会) 金ヨンイル司祭、(東京) 池星熙^{ジ・ソンヒ}司祭、(管区事務所) 相澤牧人総主事、中村淳宣^{ナカムラ}教主事、阪田隆一総務主事、八幡眞也^{ヤマト}渉外主事、鈴木一広^{イチヒロ}報主事。

*

*

首座主教の開会祈祷（東日本大震災の祈り）の後、会議に先立って、大韓聖公会の金根祥^{キムグンサン}主教のメッセージを携えて来日されたソウル教区教務局長・金ヨンイル司祭は、亡くなった人々と被災地の人々へのお見舞いの言葉、また原発災害への憂慮を表明されて、大震災被災者のために韓国全教会からの献金（100万円）を首座主教に手渡された。大韓聖公会は3月16日に「日本

大地震惨事緊急対策会議」を立ち上げ、被災地日本聖公会のための祈りと募金運動を開始している。

前回の会議内容の確認に続き、各教区対策本部からの報告がなされた。(議事進行は相澤総主事)

(1) 被災教区からのその後の状況報告

1. 東北教区(加藤主教)

・ 遺体収容が手つかずの地域がある。避難所での死、支援者の過労死、コミュニティ崩壊の惨状など。

・ 釜石、磯山、小名浜、仙台各被災地のその後の状況。

・ 「小名浜の支援を京阪神3教区、郡山の支援を北関東教区」と、支援体制の修正をお願いしたい。

・ 仙台圏の傷は深い。仙台圏を中心とする支援に管区レベルで取り組んでいただきたい。

2. 北関東教区の被災状況(大橋司祭)

・ 日立、水戸の教会の損壊が激しい。日立は地盤崩壊、水戸は鐘楼を撤去した。鐘楼は上部だけで41トンあり、撤去費用は720～740万円。下館、土浦、宇都宮の教会も被災した。余震が収まるまでは何とも言えないが、被害総額は概算1200～1400万円以上になろう。

・ 地震のため、4月29日の「教区信徒一致の日」合同礼拝の開催を断念した。

(2) 各教区の支援活動の報告

①北海道教区(大町司祭) …4月7日に飯野司祭を釜石に派遣。さらに信徒ボランティアも入る予定。京都教区から釜石にオフロード対応の車が提供された。

②東京教区(大畑主教) …4月18日に新車2台(ハイエース)が納車される。仙台と小名浜で活用して欲しい。

③横浜教区(武藤司祭) …秋田の聖救主教会の主日司式の支援は三鍋主教、三原司祭、宇津山司祭の順で。宮崎司祭が仙台に物資を運んだ。地震の被災は銚子の教会の壁割れ、浦安集会所の用地の液状化など。

④中部教区(野村司祭) …4月15日までは物資

の支援に集中していく。今日も2台が出発、6回目の輸送となった。ドライバーには他教区の協力を得ている。

⑤京都教区(藤原司祭) …神戸教区の車と合流し、仙台と小名浜に物資を搬送した。若者1名をボランティアとして、60代の信徒を運転手として仙台に派遣する用意がある。毎火曜日、主教座聖堂で祈りを捧げている。

⑥大阪教区(原田司祭) …代祷と献金、物資の集積と運搬、人の派遣、被災地からの移住希望者の受け入れ(空いている牧師館と信徒の家に)、等を教区として決定。4月5日にガソリン10ℓ缶18個ほかを現地に届けた。

⑦神戸教区(芳我司祭) …第1次活動は先週終了。その後、若手聖職と神学生を小名浜と仙台に派遣して現地をリサーチした。管区での会議の結果を待って今後の方針を決めて活動を続けたい。

⑧九州教区(五十嵐主教) …被災地から遠く離れているので、まず管区からの物資支援の要請に応じることから始めている。後方支援地の利点として関東・関西では入手にくいガソリントankが九州では調達出来たので、これを名古屋(中部教区)に届け仙台に転送した。現在、柴本司祭が1,700km走行して仙台・釜石を訪ねている。柴本司祭の話を聞いてから今後の対応を考える。移住希望者の受け入れ、聖職の派遣も検討する。

⑨沖縄教区(岩佐執事) …管区と東北教区のHPを見ながら協力の準備をしている。被災地に遠く、支援物資の送料がかかるのが問題点。

⑩日聖婦(村井会長) …緊急募金を呼び掛けている。女性として出来る、きめのこまかい支援を考えたい。

(3) 京阪神3教区救援協働プロジェクト

京都・大阪・神戸3教区が一致協力して、北関東教区日立聖アンデレ教会を基地として、いわき市以南地域被災者への救援活動を実施する。併せて、東北教区小名浜聖テモテ教会の主日礼拝に聖職を派遣する。4月19日から6月30日までの第1期プロジェクトについて、事務局長・

原田司祭の説明があり、本プロジェクトは了承された。基地指導者には3教区の聖職が当たり、各教区はボランティアを基地に派遣する。

(4) 大震災支援復興本部の設置を

植松首座主教より、日本聖公会が主体性を持って関わる「大震災支援復興本部」を仙台市内に設置したいとの提案があった。提案の骨子は、

- ① 日本聖公会として大震災被災地の支援活動の本部を仙台市内に設けて、東北教区と協働する。
- ② 復興本部は日本聖公会のミッションステートメントの検討、救援活動の中身の吟味、宣教地域・被災地域のリサーチ、コミュニティ復興に携わる。
- ③ 復興本部には有給の専従職員を2年間程度置き、救援の前線基地として、物資・人材のコーディネート、ボランティアの受け入れ、釜石・小浜・日立のプロジェクトとの連携などに当たる。

以下、この日の会議の大半を、日本聖公会「大震災復興本部」の設置を前提として、その意義と活動内容、機構・組織、募金の使用方法などの検討に充て、以下の事柄を確認した。

- ① 仙台市内に、日本聖公会「大震災支援復興

本部」(仮称)を設置することを常議員会へ提案する。本部の設置場所は東北教区に探してもらおう。

- ② 設置期間は当面2年間とする。任務は日本聖公会と現地のニーズを繋ぐこと、緊急支援と復興支援の内容の吟味、被災地の弱者の支援、等々。
- ③ 復興本部員は当初3～4人。各教区が候補者を推薦して管区総主事まで連絡する。
- ④ 復興支援に要する経費は募金より充てる。

(5) 募金の使用について協議

4月12日現在の募金総額は1460万円(海外からは除く)。緊急資金として東北教区に350万円、北関東教区に50万円をお渡ししている。

被災地信徒への見舞金、募金の管理と用途、使用範囲、活動費用の財源などについて多様な意見を交わした上で、次のことを確認した。

- ・ 当座の見舞金として死亡者家族に30万円、家屋損壊家庭に10万円を配分する。
- ・ 復旧と支援に関する諸費用は原則として募金から支出する。

最後に首座主教による閉会祈祷があつて、会議は20時に終了した。

(記・広報主事 鈴木 一)

神学校から

ウィリアムス神学館の2011年度

～ 通り過ぎることから、寄り添うことへ ～

館長 司祭 ヨハネ 吉田雅人

3月16日の卒業礼拝の5日前、東日本大震災が起こりました。すでに完成していた卒業礼拝式文の代祷の部分は、直ちに卒業予定者を含めた神学生全員で差し替え作業が行われ、その日の夕の礼拝から被災された方々を覚えて代祷が献げられました。卒業礼拝でも同様に、ご臨証くださった170名の方々とともに、被災地の皆さ

んと世を去られた方々、そして被災教会の今後の働きを覚えてお祈りしました。このことは、各教区に送り出した5人の卒業生たちがこれから遣わされる現場の現実を、平凡な日常の中に飛び込んでくる非日常という名の日常を、目の前に突きつけられた出来事であったと思います。

この大震災から33日目に、神学館は5人の

新入生を迎え入れました。その内の一人は、被災地の仙台からの神学生です。きつと後ろ髪を引かれる思いで、高速バスと新幹線を乗り継いで京都に到着したのだらうと思います。京都教区災害対策室の委員で、神学館のスタッフの一人でもある私の同労者D執事が、支援物資を届けるために東北教区の各地を訪れましたが、彼は、震災の前にはどのような街並みが広がっていたのか想像もできない惨状に、被災者の方々の思いに、言葉にならないほどの衝撃を受けたと語ってくれました。

神学を学ぶことの意味？

このような状況の中で、私たちがこれから神学を学ぶということに、どのような意味があるのでしょうか。そんな机上の勉強をするよりも、厳しい現実の中に出て行き、ボランティアとして働く方が意味があるのではないか、そのような声が聞こえてくるかもしれません。また、多くの人々がすべての物を失い、肉体的な疲労と大きな喪失感を抱え、放射能の恐怖にさらされて生活しておられる人々がたくさんおられることを、私たちは知っています。あるいは住み慣れた地域や人間関係から切り離されて、まったく見知らぬ土地で生活せざるを得ない状況に置かれている、多くの人々がおられることも知っています。そのような中で私たちが牧師を目指すということ、私たちが牧師であるということは、どのような意味があるのか、私たちは自分自身の心に問わずにはいられないのです。

イエスに注目する

このことを考えながら私が思い起こしたのは、この大齋節の間に読まれた二つの福音書の箇所でした。一つは大齋節第4主日に読まれた「生まれつきの盲人を癒された」話しです。ここではイエス様は、通りすがりに、生まれつき目の見えない人を見かけられ、最後にはその人を癒されます。しかしそのことのために彼が共同体の外に出された時には、そのことをお聞きになると、わざわざ彼に会いに行かれたのです。最初は「通りすがり」という偶然の出来事でしたが、今度はイエス様ご自身の意思で、わざわざこの人に会い

に行かれ、寄り添われるのです。

もう一つは大齋節第5主日の福音書で、ラザロの復活の物語です。このお話では、私たちが主と信じ、救い主と信じるお方は、自らの限界を知りつつ、それでもなお悲しむ者と共にいてくださる方です。私たちと共に涙してくださる方があります。悲しむマルタとマリアに寄り添い、共にいるために、テクテクと一歩ずつ道を歩いて来てくださる方なのです。

神学すること

このようなイエス様のお姿が、イエス様の生き方が、牧師を目指す私たちのモデルの一つではないでしょうか。もちろんイエス様の真のお姿は、私たちのつたない言葉や考えでは到底伝えることのできないでしょう。しかし、それでも私たちは聖書の学びを通して、教会の歴史や教理の学びを通して、神様の恵み・イエス様の生き方を見えるかたちで表現しようとする礼拝の学びを通して、イエス様の仕える生き方を自らの生き方とできるように、自らを整えていくのです。

今のこのつらい現実の中にあってウイリアムス神学館で学ぶこと、それは3年間という限界のある学びです。この3年間ですべてのことが整えられるわけではありません。しかし、今、この時にこそ、イエス様の仕える生き方を学び始めることが、最初の一步なのです。イエス様を伝えようとする者として、イエス様の寄り添う生き方を生きようとする者として、神様と人々に仕える道を、テクテクと一歩ずつ、神学生も教員も、ともに歩んでいきたいと思っています。



「み言葉の礼拝」「み言葉の礼拝と陪餐」の式文が出来ました。

管区の礼拝委員会では、標記の礼拝式文を作成しました。主教会はこの式文の試用を承認しました。この式文によって、主日あるいは祝日に聖職が不在のとき「み言葉の礼拝」を、また、司祭が不在のとき執事による「み言葉の礼拝と陪餐」をささげることができます。

礼拝委員会では、管区事務所のHP内の礼拝委員会ページで公開しておりますので、ここからダウンロードができます。http://nssk.org/province/liturgy/mikotoba また、インターネット環境にない教会は、管区事務所印刷・製本したものを購入できます。(各1部30円・送料実費)

なお、「み言葉の礼拝」第1版(従来の式文)も、訂正箇所プリントを使うことで継続使用ができます。(「み言葉の礼拝」式文の変更箇所、追加祈祷文等は管区事務所にお問い合わせください。)

■ 正義と平和委員会から ⑦ ---

「日の丸・君が代」強制と「信教の自由」

今春、娘が東京都内の区立中学校を卒業した。卒業式の冒頭、「国歌斉唱!」という号令とともに、いつもの通り着席した。これで何度目だろう、保護者としてPTA役員として何度も出席したが、「君が代」の40秒間は、何度経験しても苦痛だ。私は、天皇賛美の強制には従えない。歌わないのではなく、歌えない。何よりも、子どもたちが「日の丸」、「君が代」の意味も教えられないまま、一律に敬礼させられ、歌わされている姿をみることは辛い。着席している間いつも「神さま、この時、同じ思いでいる教員たちをお守りください」と祈っている。

1999年に「国旗国歌法」が施行される以前から、各地の学校現場では「日の丸」「君が代」を取り巻き様々な問題が起きていた。この法律の制定にあたり、小淵恵三首相は国会の審議において「子どもの良心の自由を制約しようというものではない」「国旗掲揚を強制するものではない」と答弁してきた。しかし、2003年10月23日には東京都教育委員会が、都立学校の式典時に「日の丸」を掲揚し、「君が代」を起立して斉唱すること、さらに「君

が代」を音楽教員がピアノ伴奏することなどを強制する通達を出し、この通達に背く教員らが戒告、減給、停職などの処分を受けている。2011年3月10日には、東京高裁(大橋裁判長)が、東京都教育委員会の通達は合法としながらも、原告167人に対する処分取り消しを命じた。にもかかわらず、3月30日には、卒業式での不起立などを理由にさらに6人が処分され、東京都における処分者数は、延べ436人にもなった。東京のみならず、これら「日の丸・君が代」強制に関連する教員の処分や裁判は、大阪、北海道、広島など各地で起きている。

学校現場の教員たちが、「日の丸・君が代」の強制から子どもたちを守るために闘っている。その中には「思想・良心の自由」(憲法19条)だけではなく、「信教の自由」(憲法20条)の問題として向き合っている多くのクリスチャンの教員たちがおり、日本聖公会の横浜教区や東京教区の信徒がいることを、ぜひ覚え祈ってほしい。度重なる処分によって、教員人生や日々の生活を脅かされる状況の中でありながら、教員としての信念と固い信仰によって自ら立ちあがり発言している方々と共にありたいと願う。

日本聖公会正義と平和委員会

憲法プロジェクト担当 楡原民佳